イヤパンク保証サービス保証書>

【サービス概要】

宇佐美グループ各販売店で購入されたタイヤが本保証書記載のサービス期間中に所定の損害を被った場合、下記の「宇佐美タイヤパンク保証サービス 約款」に基づき、所定 の金額を限度に、宇佐美各販売店にてタイヤの修理・交換をいただくことができます。

●サービス内容: 「宇佐美タイヤパンク保証サービス」はお客様の車両に装着されたタイヤが被ったパンク損害を補償します。 なお、対象期間 中1本あたり1回限りのサービスとなります。

●対象期間: タイヤ購入日から6カ月後の応答日まで(半年間)

	保証書番号	1127370042	タイヤ購入日	2016年01月28日	対象期間	2016年07月28日
-						

お客様名: seta3 重名: シャレードデ・トマソ 車番: 0670

交換 箇所	メーカー	商品名	サイズ	セリアル	サービス利用日	お客様 サイン	受付者 サイン
右前	BS				年 月 日		
左前		2			年 月 日		
右後 左後					年 月 日		
左後	YH		3	3	年 月 日		
その他A					年 月 日		
その他B					年 月 日		

<タイヤパンク保証サービス約款>

このサービスは「宇佐美タイヤパンク保証サービス 保証書」に記載されたタイヤ(以下、「対象タイヤ」といいます。)について、以下の条項に基 づき一定のサービスのご提供を お約束するものです。 尚、サービスのご提供にあたりましては、「Usappyカード」、「宇佐美カード」にご加入い ただいていることが必要となります。

【サービス提供の条件】

第1条 宇佐美グループ各販売店にて購入された対象タイヤに対して、サー ビス提供を行います。

*ただし各販売店の判断により本サービス提供の対象としない場合もあり ます。

だくことが必要となります。

3. 以下のタイヤメーカー各社の製造タイヤに対して、本サービスの提供を<mark>頃が故意に変更された場合</mark> 行ないます。

〈㈱ブリヂストン、横浜ゴム工業㈱、住友ゴム工業㈱、東洋ゴム工業㈱>

※乗用車用タイヤに限る。 【サービス内容】

第2条 第5条に定めるサービスの対象期間中に日本国内において、「対象 タイヤのパンク」が発生

したお車に対してサービス提供を行います。

前項に掲げる「対象タイヤのパンク」とは、次に挙げるタイヤに対す る損害をさします。

- タイヤの裂け
- ・ サイドウォール部の「ピンチカット(内部構造破壊によるタイヤの膨 n) |
- ・ タイヤ内部構造の流出
- その他、走行に重大な支障をきたすおそれがあるタイヤの損傷ただし、 以下の場合は本サービスの対象となりません。
- タイヤビード部、エアバルブからのエア漏れによる内圧低下であって外③地震もしくは噴火またはこれらによる津波災害 傷がないもの
- 空気圧不足に起因するタイヤバースト(釘ふみなどによるものを除く)
- 全装着タイヤの一部でも道路交通法に定められる保安基準残溝1.6mm を満たさない場合の事故
- 3. サービスの提供は、タイヤの修理・交換にて実施し、金銭での支払い はしません。
- 4. タイヤの交換を実施する場合は、交換前タイヤと同一タイヤによる交 似の事変または暴動 換となります。なお同一タ イヤが無い場合は、同等タイヤによる交換とな (群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において ります。

【サービスの限度額】

第3条 前条に記載のサービスは、下記に掲げるサービス限度額を上限に実<u>⑥差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使</u> 施します。

・サービス上限額 1本あたり50,000円(税込)※タイヤ修理・交換⑧対象タイヤを装着した自動車の不適切な保管、仕様の限度を超える過酷 工賃含む

【サービスの実施回数】

※一回の事故によるパンクのみがサービス提供の対象となります。

【サービスの対象期間】

第5条 サービスの対象期間は、タイヤ購入日から6カ月後の応答日の午後⑩ランフラットタイヤ・持ち帰りタイヤに発生した事故 12時までとします。

【サービスの提供場所】

第6条 サービスの提供を受ける場合には、お客様が宇佐美グループ各販売 店へ対象タイヤをお持 ちいただき、保証書および作業伝票をご提示の上、 お申し付けください。宇佐美グループ各販売店以外でタイヤを購入・修理・ 交換された場合、本サービスはご利用いただけません。尚、タイヤの修理・ <mark>Σ換の作業対象時間は8:00~18:00</mark>(※一部店舗においては作業対象時間が 異なる場合があります)とさせていただきます。

【サービス提供者】

株式会社 宇佐美鉱油

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1-15-21宇佐美名古屋ビル ※保 証書およびサービス約款に記載のグループ会社とは下記の会社となります < ㈱東日本宇佐美 ・ ㈱西日本宇佐美 >

サービスを行なわない事項〉

- 第7条 次の場合は、サービスの対象期間中の事故であってもサービスはこ 利用いただけません。

(1) 宇佐美グループ各販売店以外で対象タイヤの購入・交換を依頼され た場合

2.サービス提供にあたりましては、保証書および作業伝票のご提出をいた (2)保証書の提出がない場合、保証書に所定の記載事項の記載がない場 合または記載事

- (3)対象タイヤを第三者へ譲渡または贈呈された場合
- (4)タイヤの組み換え、脱着をされた場合
- (5)盗難によるタイヤ紛失が発生した場合
- (6)対象の車両から取り外したタイヤのみを持ち込まれた場合
- (7)損害発生の日から30日以内に対象タイヤの購入・交換のために入 庫されなかった場合
- (8) 直接・間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた損傷
- ①お客様、お客様の同居のご親族又はお客様の許可を得て対象タイヤを装 着した自動車を使

用した者の故意の事故

②対象タイヤを装着した自動車の運転者が法令により定められた運転資格 を持たないで、また

は酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響 により正常に運転できな

いおそれがある状態で対象自動車を運転している場合

④核燃料物質(使用済み燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは 核燃料物質によって

汚染されたもの(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その 他の有害な特性に

よる事故

⑤戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他の類

著しく平穏が害さ

れ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)

⑦詐欺または横領

な仕様(レース、ラ リー等による過酷な走行)による事故

⑨違法改造車両による事故

第4条 サービスの提供は1本あたりサービス期間中1回に限るものとしま<mark>⑩危険走行(ドリフト走行、ローリング走行、ゼロヨン走行 等)による</mark> 事故

⑪車両走行上問題のないタイヤ損害(塗装料付着によるタイヤ汚損損害

【適用地域】

第8条 本サービスは日本国内においてのみ有効です。

保証書発行店舗

1号岡崎美合国道

愛知県岡崎市藤川町西川向39-2

0564-48-2506